

芸北広域環境施設組合ごみステーション及び粗大ごみステーション設置及び
管理事務取扱要綱

〔平成7年1月25日〕
訓令第1号

改正 平成 7年 3月28日 訓令第4号
平成 7年10月20日 訓令第6号
平成14年 6月 3日 訓令第2号
平成15年 9月 2日 訓令第1号

(目 的)

第1条 この要綱は、芸北広域環境施設組合管内のごみステーション及び粗大ごみステーション（以下「ステーション」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(住民の責務)

第2条 ステーションを利用する者は、ステーションを清潔に保ち芸北広域環境施設組合が行う分別収集に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を行政区内のごみステーションを利用して処理することができる。ただし、廃棄物の量は一般家庭程度とし、ステーション管理者の同意を必要とする。

2 前項の廃棄物とは、芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年芸北広域環境施設組合条例第1号）第7条第1項に規定する一般廃棄物処理実施計画で定める廃棄物のことをいう。

(ステーションの設置基準及び変更又は廃止)

第4条 ステーションは、概ね1行政区に1箇所とし、収集車両が離合及び方向変換可能なところとする。

2 前項の規定にかかわらず、住宅密集地及び商店街等において、概ね20戸以上（マンション・アパート等の集合住宅においては、入居者数合計が20戸の標準世帯人員合計数以上であること）の申請希望者がある場合又は芸北広域環境施設組合管理者（以下「管理者」という。）が認める場合には、ステーションを設置することができる。

3 ステーションの設置及び変更又は廃止をしようとする代表者は、別記様式第1号による申請書を管理者に提出するものとする。

- 4 ステーションは各地区において自主管理し、ステーション周辺の清掃及び美化に努めなければならない。
- 5 管理者は、ステーションにごみが正しく出されていない場合又は指示の守られない場合には、廃止できるものとする。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項から第3項の規定は、同年1月25日から施行する。

附 則（平成7年3月28日訓令第4号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月20日訓令第6号）

この訓令は、平成7年10月20日から施行する。

附 則（平成14年6月3日訓令第2号）

この訓令は、平成14年6月3日から施行する。

附 則（平成15年9月2日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。